●香川県告示第１２３号

森林法（昭和26年法律第２４９号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和７年５月２日

香川県知事　池　田　豊　人

１　保安林の所在場所

三豊市三野町吉津字角林丙２３３番３、丙２３３番４、丙２３３番９、丙２３３番10、丙２３５番１、丙２３６番２、丙２３８番52、丙２３８番77、丙２３８番79から丙２３８番86まで、丙２３８番89から丙２３８番１０１まで、丙２３８番１０３から丙２３８番１０８まで、丙２３８番１１０から丙２３８番１２２まで、丙２３８番１２４、丙２３８番１２６、丙２３８番１２８、丙２３８番１３４、丙２３８番１３６から丙２３８番１３８まで、丙２３８番１４０、丙２３８番１４８、丙２３８番１４９、丙２３８番１５１、丙２３８番１６５、丙２３８番甲78、丙２３８番甲１２３、丙２３８番甲１２７、丙２３８番甲１２９から丙２３８番甲１３３まで、丙２３８番甲１３５、丙２３８番甲１３９、丙２３８番甲１４１、丙２３８番甲１４２、丙２３８番甲１４４から丙２３８番甲１４７まで、丙２３８番甲１５２、丙２３９番１、丙２４０番１、丙２４１番１、丙２４２番１、丙２４５番１、丙２４６番から丙２４８番まで、字丸林丙２６５番12から丙２６５番17まで、丙２７２番１から丙２７２番17まで、丙２７３番１から丙２７３番17まで、丙２７５番１から丙２７５番８まで、丙２７５番10から丙２７５番17まで、丙２７５番25、丙２８５番１、丙２８５番２、丙２８６番１（次の図に示す部分に限る。）、丙２８６番４、丙３０８番３、丙３０９番３、丙３１１番１、丙３１１番２、丙３１２番、丙３１４番１、丙３１５番、丙３１６番１から丙３１６番20まで、丙３２１番１、丙３２２番１、丙３２３番１

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　当該変更に係る指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）　立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部森林・林業政策課及び三豊市農政部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）